

広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）（素案）に対する市民意見募集の結果について

次のとおり、広島市地域共生社会実現計画（広島市地域福祉計画）（素案）に対する市民意見を募集し、市民の皆様から御意見を頂きました。

1 意見募集期間

平成 31 年 3 月 15 日（金）から平成 31 年 4 月 15 日（月）まで

2 計画（素案）の供覧場所等

- (1) 健康福祉局地域共生社会推進室、各区地域起こし推進課及び公文書館での計画（素案）の供覧
- (2) 市ホームページへの計画（素案）の掲載
- (3) 広報紙「ひろしま市民と市政」（平成 31 年 3 月 15 日号）への計画（素案）に対する市民意見募集記事の掲載
- (4) 市政記者クラブへの計画（素案）及び計画（素案）に対する市民意見募集実施の情報提供

3 意見受付方法

- (1) 窓口への文書の持参又は郵送
- (2) ファックス又は電子メール
- (3) 市ホームページの投稿フォーム

4 募集結果

- (1) 意見提出者数 2 人
- (2) 意見数 7 件

5 御意見の要旨及びこれに対する本市の考え方

頂いた御意見の要旨とこれに対する本市の考え方については、別紙のとおりです。

御意見の要旨とこれに対する本市の考え方

番号	区分	御意見の要旨	本市の考え方
1	第1編「総論」の第7章「基本理念」に関する事	「地域福祉計画」から「地域共生社会実現計画」と改名した理由が、基本理念などに全く反映されていない。地域共生社会の理念を反映させたら、どう変わるのか検討をお願いしたい。	全ての住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合い、住民が住み慣れた地域で持続的に生活できる地域共生社会という考え方を取り入れ、基本理念を「市民の誰もが住み慣れた地域で、行政との協働の下、それぞれに役割を持ち、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現」としているところです。
2	第2編-第2章-第3「社会参加・交流の促進」に関する事	<p>高齢者や障害者が、若者、中年層、健常者と関わる機会が少なく、いつまで経っても接し方が漠然としてしまう傾向があるように感じている。</p> <p>幅広い年代が自由にその場で過ごせ、子どもやお年寄りが心地良く交流できるような広場やスペースがあれば、若いお母さんや子育てに関わりたい人などたくさんの方が助かるのではないかな。</p> <p>もちろん空気が美しく、清潔で、木などの自然素材が使われて、少しおしゃれで、またいつでも来なくなる工夫が要ると思う。</p> <p>出入り口には防犯の意味も含め、カメラを設置すべきかと思う。</p> <p>職員も一人か二人は居た方が良くもしいない。</p>	世代間等の交流については、第2編-第2章-第3-1の(8)において、「高齢者、障害者、子ども等への支援の拠点について、地域住民等がその垣根を越えて活動し、相互交流できる体制を整える。」としているところです。頂いた御意見については、取組を進めていく上で、参考とさせていただきます。
3	第2編-第5章-第3「権利擁護の推進」に関する事	児童虐待が、以前より深刻さを増してきている。早く具体的に助けられるように行政にも対応してもらいたい。	児童虐待への対応については、第2編-第5章-第3の4において、「虐待を受けた高齢者や障害者、子ども等を一時保護できる体制の整備を図るほか、虐待対応職員の研修の充実など虐待の防止に向けた取組を推進します。」としているところです。

番号	区分	御意見の要旨	本市の考え方
4	計画全体に関する こと	80 ページに及ぶ計画書のうち、「計画」は13～25 ページの十数ページほどしかない。それ以外は課題のまとめと事例と資料であり、特に資料編が50 ページも占めている。これは報告書ではなく計画書であるならば、ページ配分を逆転する必要がある。	資料編は、地域福祉に関する市民意識調査の結果について掲載しているため、ページ数が多くなっていますが、計画を策定するに当たっては、取組内容だけにとどまらず、取組内容が必要となった背景や課題、その基礎資料である市民アンケートの結果、取組内容について理解を深めるための事例等についても示すことが必要であると考えています。
5	計画全体に関する こと	地域共生社会の実現には、「専門人材の活用」と「地域保健の強化」、「横断的な包括支援」が必須であるが、それらについて計画書から読み取れない。縦割り施策のままに見える。	<p>「専門人材の活用」については、第2編－第3章－第3-3において、モデル事業として『相談支援包括化推進員』を配置して地域の各相談支援機関等とネットワークを構築し、相談者をチームアプローチにより支援する体制を整備する。」としています。</p> <p>「地域保健の強化」については、第2編－第3章－第2-4の(3)において、「保健師の地区担当制を導入し、アウトリーチによる訪問指導、健康相談などの地区活動を積極的に行う。」としています。</p> <p>「横断的な包括支援」については、第2編－第3章に「地域住民等と支援関係機関による包括的な支援体制の構築」として、分野横断的な包括支援体制を構築するための取組について記載しています。</p>

番号	区分	御意見の要旨	本市の考え方
6	計画全体に関する こと	厚生労働省の『『地域共生社会』の実現に向けて』のホームページ内にある各種資料をつなげてそれっぽくしたようにしか見えない。「広島市」の文字を「〇〇市」にしても、全く遜色がないような「例文」「事例」ばかり並んでいる。具体的に「広島市」が目指す、平和都市を基調とする地域福祉活動をどうしていきたいのか、どこに書かれているのか。	<p>地域福祉計画については、社会福祉法において定めるべき事項が決められているため、他都市の計画と似た部分が生じることはあるものと考えています。</p> <p>本市が目指す地域福祉については、第1編－第4章－第2において、『『自助』『共助』『公助』を適切に組み合わせた地域福祉の再構築を進める。』とするとともに、第2編の冒頭において、「第1章及び第2章で示す『公助』『共助』の取組の確立・展開と、第3章で示す『自助』を支える『共助』『公助』による包括的な支援体制の構築に重点的に取り組む。」としているところです。</p>
7	計画全体に関する こと	広島市にどのような具体的な活動があり、どのような取組を行っていて、どのような課題があるのか、整理をして、「国の施策」ではない「広島市の施策」を、全ページの半分くらいになるようには、加筆してほしい。	<p>本市におけるこれまでの取組状況や計画改訂に当たっての課題については、第1編の第2章「前計画の振り返り」、第3章「計画改訂に当たっての課題」に記載しているところです。</p> <p>本市の施策については、国の施策に基づくものや本市独自のものなどがありますが、いずれも第2編の「取組の内容」において、本市の施策として記載しているものです。</p>